

令和4年5月 令和4年度第2回始良市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月30日(月) 午後1時30分～午後5時00分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員(18人) 農地利用最適化推進委員(12人)

【農業委員】

1番:小長野 誠 2番:坂元 廣幸 3番:本村 正一 4番:福森 徳昭
5番:牧野田 隆平 6番:杉尾 敏憲 7番:市藺 由美子 8番:白尾 親昭
9番:今村 逸子 10番:野元 幸雄 11番:堂前 澄男 12番:西 泰行
13番:川島 兼次 14番:内飩 達也 15番:平 富士夫 16番:岩元 律子
17番:松元 信道 18番:夏田 恒 19番:米迫 慎二
欠席委員 4番:福森委員 届出遅 12番:西委員

【農地利用最適化推進委員】

1番:内村 幸雄 2番:宇都 和義 3番:扇藺 弘行 4番:柚木 利雄
5番:大重 孝司 6番:上福元 克己 7番:松永 政文 8番:松元 健一
9番:池端 隆志 10番:新屋敷 幸一 11番:中村 政芳 12番:柳迫 勝美
欠席委員

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地利用目的変更願について
8. 議案第6号 非農地証明願について
9. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
10. 農地あっせんの経過報告
11. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
12. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事 ・
振興係長 ・ 振興係主任主査 ・ 農政課課長補佐兼加治木農林水産係長 ・
農政課課長補佐兼始良農林水産係長

	令和4年4月 令和4年度第2回始良市農業委員会総会議事録
事務局長	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和4年度 第2回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。 出席農業委員は、19名中、17名 で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。 本日は、4番、農業委員が欠席、また、12番、農業委員より、遅れての出席とさせていただきますとの、届がありましたこと、報告します。 ——— 会務報告 ———
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。 事務局 [事務局の資料による説明] ——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長	議事日程に 入ります。 日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、1番 農業委員、2番 農業委員に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の事務局長補佐兼農地係長と振興係長を、指名

	いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 3 1 条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室・着席していただきます。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしく願いいたします。 ——— 日程第 3 議案第 1 号（3 5 件） ——— それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。 1 番から 3 5 番までについて、事務局からの説明を求めます。
議 長	
事務局	議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、5 月 3 0 日、契約の始期は、6 月 1 日を、それぞれ予定しております。契約件数につきましては、1 年間が 2 件、2 年間が 1 件、3 年間が 7 件、5 年間が 1 9 件、1 0 年間が 6 件、合計で、件数は 3 5 件、面積は 5 7, 9 2 8 m²となっております。内容につきましては、総会資料の 2 ページから 7 ページに記載しておりますので、ご確認ください。なお、総会資料 7 ページに記載しております、3 3 番が、議席番号、9 番、農業委員、3 4 番が、議席番号、1 0 番、農業委員、3 5 番が、議席番号、1 8 番、農業委員、が関連する議案となっておりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決には参与することができませんので、よろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わります。
議 長	それでは、これより、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 3 2 番までについて、一括して質疑に入ります。なお、3 3 番から 3 5 番については、議事

	参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。１番から３２番について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１番から３２番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、１番から３２番までについては、原案のとおり決定いたしました。それでは、３３番の関係者、９番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（９番農業委員 退席）
議長	それでは、３３番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、３３番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、３３番については、原案のとおり決定いたし

		ました。農業委員の、着席をお願いします。
	委 員	(9 番農業委員 着席)
議 長		次に、34 番の関係者、10 番、農業委員の退席をお願いします。
	委 員	(10 番農業委員 退席)
議 長		それでは、34 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、34 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、34 番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員の、着席をお願いします。
	委 員	(10 番農業委員 着席)
議 長		次に、35 番の関係者、18 番、農業委員の退席をお願いします。
	委 員	(18 番農業委員 退席)
議 長		それでは、35 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、35番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、35番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員の、着席をお願いします。
委員	（10番農業委員 着席）
	——— 日程第4 議案第2号（7件） ———
議長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は8ページです。今回の申請件数につきましては、7件となっております。それでは、まず、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の畑が1筆、面積は、326㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年5月22日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は奥さん2人、機械は、耕運機2台と軽トラック、2人で栽培し、コープ等で販売しています。申請地は、草払いも行われており、管理されております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
	事務局 2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の田が1筆、面積は、862㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員 はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年5月21日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、自宅のすぐ近くで、現在も、自分の田んぼを、奥さんと2人でつくっておられます。機械は、トラクター、田植機、コンバイン等、そろっております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
	事務局 3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が1筆、面積は、83㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。 令和4年5月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在も、〇〇さんに委託し、耕作しています。農機具は揃っております。作業は、本人も含め、家族で行うとのことです。申請地は、現在、荒れ地になっておりますが、今後、整地し、管理していくとの事です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が1筆、面積は、624㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。 令和4年5月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、先ほどの報告のとおりであります。申請地は、先ほどの報告の隣接地であり、現在は、荒れ地であります。今後、整地し、管理していくとの事です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町米丸の畑が3筆、面積は、合計で2,306㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、6番、農業委員に、調査の結果並

		びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、6番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年5月22日、譲受人と現地で落ち合い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在、兼業農家をされており、市内に住んでおりますが、甘藷を植えるそうです。農作業用機械は、トラクター、草払い機、1.5トントラックを所有しております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、6番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、住吉の田が1筆と畑が1筆、面積は、合計で250㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。 令和4年5月21日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。〇〇さんは、現在、田を耕作しております。申請地は、自宅の隣にあり、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡、今までは、耕作放棄地でありましたが、現在は、草払いが行われております。野菜を栽培するとの事です。草刈り機を所有していますが、今回、新たに機械を購入するとの事です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、7番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が1筆、面積は、36

議 長	0 m²、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、8 番、推進委員です。調査報告いたします。 令和 4 年 5 月 1 8 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、〇〇から西に 1 5 0 m の位置で、〇〇さんは、定年後、規模を拡大して、野菜を栽培するとの事です。耕作機械は、軽トラックを 1 台、仮払い機を 1 台所有しています。労働力は、本人と奥さんの 2 人です。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 7 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 7 番までについては、農地法第 3 条 第 2 項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 7 番までについては、原案のとおり決定いたしました。 ———— 日程第 5 議案第 3 号(3 件) ————

	の許可基準に基づいて、許可、不許可を判断していく対応になっていくのでは、のところです。3条申請時から、すでに故意に転用する意図があったなど、判断せざるを得ない場合は、3条許可の取り消しと、合わせて、所有権も元に戻したうえ、改めて、5条申請をしていただくことに、なるかと思います。今回の申請につきましては、申請地を取得してからは、耕作を試みたが、上流からの水が来なくて水田としての耕作ができず、雑草の苦情もあり、年3回程度、草払いを行い、保全管理をおこなってきたとのこと。また、申請地は袋地でもあり、入るには、自治会公民館の敷地を通り、さらに、九電の敷地も通り、申請地に行くとの事で、管理が難しいところでもあります。今回、参考資料の3ページに、計画図面を記載しておりますが、申請地の一部を分筆し、一部をゲートボール練習場として、地域、自治会に無料で開放し、残りを畑として、ご自身とグラウンドゴルフ、ゲートボールで来られた方と、管理をしていくとの事で、計画をされているとの事です。申請地の南側に接している道路が、河川敷でもあり、軽トラックが1台、ぎりぎり通れるかの道路で、県の河川担当と協議し、通行可の許可をいただき、今回の申請に、許可書も添付していただいております。申請人の〇〇さんは、この自治会の副会長をされているとの事で、地元が、昔からゲートボール場が欲しいと、要望がある事で、無償で開放し、貢献したいとの事でした。以上の経緯を、事務局では聞き取りを行い、確認した結果、水が来なくて、袋地で耕作が難しい点、申請地が第3種農地である点より、申請受付に関しましては、受付をしたところであります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3番、推進委員です。調査報告いたします。5月23日調査いたしました。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が休耕地、西が畑、南が河川、北が鉄塔です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確

議 長	実であります。条件および特記事項は、3条での理由書もあり、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
議 長	2番につきまして、ご説明いたします。申請人は、〇〇、所在地は、蒲生町上久徳の畑が1筆、面積は、340㎡、農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅です。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約140mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が庭園、北が里道です。申請実現の確実性として、自己資金証明、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。申請人は、〇〇、所在地は、中津野の田が1筆、面積は、902㎡のうち、24㎡、農地区分は、第1種農地、転用目的は、一般住宅です。参考資料の13ページに、始末書が添付されています。内容としましては、申請地の一部に住宅の一部がすでにかかっているとの事で、参考資料の10ページを見ていただくと、イメージが付きやすいかと思います。黒い斜線の部分が申請地になります。左隣の宅地に申

議 長	請人の方が住んでいます。宅地部分を少し越えて住宅がかかっているとの事で、始末書が添付されております。追認での、農地法の許可を得ようとするものです。902㎡のうち、24㎡であり、残地につきましては、議案第4号の10番にて、残りの877㎡が出てきます。合計すると、901㎡になります。902㎡との差が1㎡ありますが、実際に測量をしたら、901㎡だったとの事です。 県農業会議ネットワーク機構への、意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の残地のはずれにあります事、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約650mの位置です。被害防除現況としましては、東と南が5条申請地、西が宅地、北が宅地です。申請実現の可能性としましては、すでに宅地として利用されており、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、原案のとおり許可するこ

委員	とに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、3番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
議長	——— 日程第6 議案第4号(10件) ——— 次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、11ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、10件でありましたが、取り下げが1件、7番が取り下げとなり、9件となっております。 1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の畑が1筆、面積は、250㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建設したいとの事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約340mの位置です。被害防除現況と

	しましては、東が5条申請地、西が宅地、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が1筆、面積は、555㎡となっております。隣接の宅地と一帯利用しまして、759.2㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、3区画の宅地造成です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約110mの位置です。被害防除現況としてしましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の畑が1筆、面積は、250㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地で

議 長	す。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員 11 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、11 番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約340mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が5条申請地、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、中津野の田が1筆、面積は、345㎡となっております。隣接の雑種地と一帯利用し、381.55㎡となります。こちらは、使用貸借権とのことです。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18 番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約130mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性としてしましては、融資

議 長	証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、５番について、事務局の説明を求めます。 ５番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の田が１筆、面積は、350 m^2となっております。所有権移転で、農地区分は、第１種農地です。転用目的は、１区画の建築条件付売買で、宅地造成を行いたいとの事です。もし、売れ残った場合は、自らの住宅を建設するとの事で、図面と資金証明を添付されており、問題ないものと思われます。第１種農地でありますので、県農業会議ネットワーク機構への、意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１８番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、１８番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第１種農地であります。第１種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約230 mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が県道、南が田、北が県道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、６番について、事務局の説明を求めます。

事務局	6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の畑が 1 筆、面積は、274 m² となっております。所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。転用目的は、倉庫及び駐車場です。条件としまして、隣接する農地の通作路を確保すること、となっております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約 110 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、通作路の確保ができるよう話し合っていたことです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	7 番につきましては、取り下げとなっておりますので、次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
委員	8 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が 3 筆、面積は、2,017 m² となっております。所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。転用目的は、貸駐車場です。隣接する温泉施設への貸駐車場として、造成をしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
事務局	はい、1 番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置

	は、〇〇から、東に、約70mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が里道、南が田と里道、北が田と雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、9番について、事務局の説明を求めます。 9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が3筆、面積は合計で、450㎡となっております。隣接の宅地と一帯利用しまして、面積は639㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、2区画の宅地造成です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、10番について、事務局の説明を求めます。 10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、中津野の田が2筆、畑が1筆、面

	積は、1,439㎡となっております。隣接の土地と一帯利用しまして、1,798㎡となっております。始末書を、参考資料の48ページに添付しております。内容としましては、現在の所有者が、申請地の一部を住宅用の通路として、これまで使用していました。旨の始末書であります。今回、追認で許可を受けようとするものです。所有権移転で、農地区分は、第1種農地です。転用目的は、7区画の建築条件付売買予定地です。県農業会議ネットワーク機構への、意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、650mの位置です。被害防除現況としましては、東が墓地と畑、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、取り下げのありました7番を除く、1番から10番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、推進委員5番です。4号の1番と、4号の3番ですが、方や被害防除計画の提出があり、方や出ていないのですが、どうしてですか。

事務局	被害防除計画書につきましては、参考資料の１７ページに、１番の被害防除計画書を、添付しております。４番のほうは、参考資料の２５ページの上のほうに、被害防除計画書を、添付させていただいております。被害防除計画書につきましては、周囲に農地がある場合は、必ず提出してくださいと申請者の方々には、お願いしているところです。以上です。
議 長	今の説明で、よろしいでしょうか。
委 員	両方とも、北側に背負っていると思うのですが、干渉地が、方や１．５ｍ、方や無いかと思いますが、どうなっているのですか。
事務局	どちらも、提出していただいております、参考資料の１７ページと２５ページに添付されております。２５ページのほうは、見づらいのですが、２つになっており、横向きで被害防除計画を添付させていただいております。
委 員	もう１件よろしいですか。方や１．５ｍ、方や１．４ｍですが、その差は。
事務局	１．５ｍと１．４ｍは、隣接する農地との干渉地、という事で記載していただいているところですが、家を建てられる方の計画図面より、１番の方は１．５ｍ、４番の方は１．４ｍ、空けられて建てられるとのことで、記載されております。これに基づき、現地で確認しているところです。ただ、５０ｃｍなど、極端に境界に近い場合は、狭すぎるので、もう少し空けてくださいなどの、指導をさせていただいております。以上です。
議 長	それではお諮りいたします。 議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から６番と、８番から１０番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番と、8番から10番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、5番と10番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ここで、休憩に入ります。 ——— 休憩 ———
議長	議事を再開いたします。 ——— 日程第7 議案第5号(1件) ———
議長	次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、14ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 1番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田、1筆の一部、面積は1,313㎡のうち、315㎡です。議案第3号の1番の申請地の分筆の残地となっております。畑との事で、自らの畑の耕作と、ゲートボール場としての無料開放を考えているとの事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番、推進委員です。調査報告いたします。 先ほど、議案第3号で出ましたゲートボール場の隣接地で、畑

	として利用したいとのことです。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が4条申請地、西が宅地、南が河川、北が宅地です。申請実現の確実性として、通路を新たに造るとの事で、ゲートボール場と共有で、自己資金も確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	それでは、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
	———— 日程第8 議案第6号(1件) ————
議 長	次に、日程第8、議案第6号、非農地証明願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は、15ページでございます。今月の申請件数につきまし

	ては、1件となっております。 1番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、寺師の田が1筆、面積は1,456㎡です。農地区分は、第2種農地です。現況は、宅地と山林です。昭和49年頃から、建物を移築しまして、山林のほうは土砂崩れで、崩れた際に農地としては使えなくなったので、移築と同じ時期くらいに、木を植林されたとの事で、今回、非農地証明のほうで、申請されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、〇〇から、西に、約100mの位置です。申請のとおり、宅地、山林になってから、約48年が経過していると思われます。現況としまして、周囲の現況では、東が市道、西が休耕田、南が山林、北が宅地と里道です。非農地として認定するにやむえない理由といたしまして、宅地と山林となつてから、20年以上すでに経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、非農地証明願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第6号、非農地証明願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第6号、非農地証明願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 ——— 日程第9 議案第7号 ———
議 長	次に、日程第9、議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が鹿児島県農地中間管理機構となりますので、別議案としまして、上程いたしました。今回、始期を令和4年6月1日として設定する借換分につきまして、ご審議いただきます。総会資料、18ページの11番、12番が、議席番号、18番、農業委員に係る案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事には参加できませんので、審議の際は、ご退席をお願いします。それでは、資料17ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、各筆明細の一覧表を、次の18ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、鹿児島県農地中間管理機構を借主として、利用権を設定するものは、新規7件、載せ替え3件、更新2件、の、合計12件。申請面積は、それぞれ、8,513㎡、2,044㎡、2,451㎡の、合計13,008㎡です。設定する権利別では、使用賃借権が4件、賃貸借権が8件と、なっております。今回の設定地域は、大山、蒲生町白男、上久徳地区と、なっております。ご審議の方、よろしくお願いします。
議 長	これより、議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から10番までについて、一括して質疑に入ります。なお、11番と12番について

委員	は、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。１番から１０番までについて、質疑のある委員は挙手をお願いします。
議長	〔質疑・意見なし〕 それではお諮りいたします。 議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての１番から１０番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての１番から１０番までについては、原案のとおり、決定いたしました。それでは、１１番と１２番の関係者、１８番、農業委員の退席をお願いします。
委員	〔１８番農業委員 退席〕
議長	それでは、１１番、１２番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。 議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての１１番、１２番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての１１番と１２番につ

委員	いては、原案のとおり、決定いたしました。１８番、農業委員の、着席をお願いします。
	〔１８番農業委員 着席〕
議長	—— 日程第１０ ——
	次に、日程第１０、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	
	農地あっせんの、経過報告をいたします。 今月は、１ページの６番、〇〇さんの田の売り渡し希望と、１８番〇〇さんと、１９番〇〇さんの、田の売り渡し希望の、あっせんを、６月７日に行う予定です。それと、５ページの５７番、太田れい子さんの貸し付け希望ですが、５月の議案第１号第１５番で、利用権を設定されましたので、完了といたします。以上で事務局の報告を終わります。
議長	
	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか
委員	〔委員からの報告 有無〕
議長	
	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 有無〕
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	—— 日程第１１ ——
議長	
	次に、日程第１１、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告

事務局 議 長 委 員 事務局 委 員 議 長 委 員	について、事務局の報告を求めます。 それでは、農地利用集積計画（貸借）の、合意解約の報告をいたします。5月は、7件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（5月分）を、ご確認ください。なお、3番につきましては、傾斜がある農地で、4月に降った大雨で土砂が流れ、今後は、ここは使えないとの事でした。以上で報告を終わります。 ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。 はい、4番、推進委員です。 3番の件について、今の説明のとおりですが、畑を返したとなると、他の人も、あそこは流れたから借りない、となってくる。そうすると、そこは借りる人がいなくなる可能性もあります。その対策として、農業委員会としては、何とかして使えるようにすることを、検討してほしい。 あとの使用については、畜産農家の飼料用作物やお茶など、ここでは、検討していければと考えます。 検討と言っておりますが、おっしゃるだけでは。全体で色々な意見を出して、そういう畑はいっぱいあります。今回は、たまたま道路に面し、牛舎に向かうところであり、畑から畑、畑から畑と、どんどん流れて。みんなで協力しあって、畑をなおしてやろうかなど、働きかけてもらいたいと思います。 委員のみなさんから、他に、ご意見ございませんか。 はい、2番、農業委員です。 現地は、私も見て確認しています。確かに〇〇地区は、耕地整備はしてあるのですが、傾斜も15度以上のきつい傾斜の畑ばかりで、先ほどありましたように、たまたま道路に面しており、側
--	--

	溝を超えて流れ込んだ。これをどうするのかといいますと、大きく言えば、基盤整備を、やり直すほかないのではと思います。だけど、われわれ農業委員は、そんな力はございませんので、耕地課などの関係機関に話をもって行って、どうにかなるのか、そんな事業はあるのか、検討する必要があるのでは、と思います。われわれが、どうのこうのとは、できないのではと思います。また、〇〇さんは、もともとわたしの集落から出て、〇〇に移り住んでいますが、先ほど言われたように、イタリアンか樹木を植えて、自分で管理するしか、今の差し迫った対策は、それしかない、と話はしています。なかなか難しい問題で、一気に解決できる問題では無いと思います。
事務局	
委員	〇〇さんから相談をいただいた時は、耕地課にも相談に行き、相談に乗っていただいておりますので、引き続き関係部署と協議をしながら、いい方向に向かっていきたいと思っております。何か会をつくるなどは、予定をしておりません。以上です。
委員	耕地も一緒に行って見たというなら、最初に言ってもらわないと。やはり、現地を見なければわからない。農地係と耕地課に任せます。
議長	はい、4番推進委員です。
議長	ちなみに、隣の畑も、里芋とからいもを植えてあります。今回限りで、植えてしまったので、返すという状況であります。
議長	ほかに、ございませんか。
議長	大雨の時は、水がどのように流れるか、想像できませんので、議長裁定をいたします。蒲生、始良、加治木の代表の方々に、検討会をしていただきたいと思います。畑を持っていない方とか、畑になれた方など、何人か委員を。このような畑がでてしまえば、耕作放棄地になるわけですので、農業委員会の仕事だと思えます。私から指名をしてよろしいですか。

委員 議長 委員 委員 委員 委員 委員 議長 議長 委員	〇〇委員、今日、検討会をつくったほうがいいですか。 雨が降ると、うちの畑でも耐えられない。畑から畑へ、ちょっとみてもらったほうが、いい。 わかりました。まず、大雨の日に、役得という言葉がありますので、私と、会長代理と〇〇委員の3人で大雨の日に、その後、検討委員会を立ち上げるで、いかがでしょうか。 遊休農地対策グループで検討してもらう案を提案します。 10番、推進委員です。 私も、遊休農地対策グループですが、私たちが言うのは、バックフーンなど、ちょっとしたら耕作できる状態で、少し趣旨が違うのではないかと、思います。 遊休農地になる可能性がある、また広く、加治木、始良、蒲生から広くであれば、このグループしかないのでは、と思っております。 広く、加治木、始良、蒲生と、どこでも起こりうる可能性があるとの事で、農業委員会として考えていきたいとの事でしょうか。 会長や代理で見てもらってから、遊休農地にまかす、であれば、検討したい。ただ、遊休農地で改善できるとは、思っておりません。 遊休農地の会長は、〇〇委員ですね。私が見に行ってから〇〇委員と事務局で話し合いをしたいと思います。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 〇〇地区で、一部荒らしている人がいる。今年7月で、終わる
---	--

	らしいのですが、もし、その人が、畑が抵当権に入っているらしいのですが、前の〇〇、持ち主のところに行き、継続させてほしいと、お願いしたのを聞きました。その人にしてもらおうと、まわりのせっかくのきれいな畑が、たぶん、自分の考えでは、重機を入れてやらないと、竹が入ってきたり、取り返しのつかないことに。農業委員会から、ダメだよと、貸さないように、農業委員会から言ってください。
事務局 議長 委員 事務局	西側に竹がありますが、入ってきている状態で、できれば、きれいにするように、交渉したいと思います。 遊休農地対策グループでよろしいですか。 対策グループというより、事務局から言えないのか。
議長	解約してください。とは言えないので、そこは、農業者のグループにお願いしたい。 それでは、私と有志で見に行き、あとは、遊休農地対策グループと話をしたいと思います。この案件は、これで終わります。
議長 委員 事務局	——— 日程第 1 2 ——— 次に、日程第 1 2、その他ですが、何かございませんか。 農地転用許可事務の適正化及び簡素化に関する通知について。 下限面積の撤廃について。 農業委員会活動記録簿の記入について。 農業振興地域整備計画に関する現地調査依頼について。 令和 4 年度最適化活動に関する目標設定について。 活動日誌の目標等について。
議長	それでは、以上をもちまして、令和 4 年度、第 2 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
-----	-----------------

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____